

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第47号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.55パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和6年12月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第176号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

- 名 称 猿払村国民健康保険病院
- 所在地 宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地

北海道告示第177号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項社会医療法人医仁会中村記念病院の事項、医療法人社団中野整形外科医院の事項及び天使病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改め、同項医療法人社団静和会静和記念病院の事項中「令和7.4.12」を「令和10.3.31」に改め、同項医療法人西さっぽろ病院の事項、勇気会医療法人北央病院の事項及び社会医療法人蘭友会札幌里塚病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項及び函館中央病院の事項中

目 次

規 則	ペー
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	1
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（地域医療課）	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課）	1
○特定調達契約に係る入札の公告……………（子ども家庭支援課）	2
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	3
○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定……………（都市計画課）	4
○景観計画の変更……………（都市計画課）	4
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（出納局総務課）	4
○令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………（財務指導課）	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	6
道立近代美術館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	7
道人事委員会規則	
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………	9
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	10
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	11
○準特地部局の指定の一部改正……………	11

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年4月1日

「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改め、同項共愛会病院の事項中「令和7.5.31」を「令和10.3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

帯広市の項公益財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項及び十勝勤医協帯広病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

紋別市の項広域紋別病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

根室市の項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

厚沢部町の項、今金町の項、余市町の項、南幌町の項、長沼町の項、美瑛町の項及び中川町の項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

猿払村の項中「猿払村国民健康保険病院」を「猿払村国民健康保険診療所」に改め、「令和9.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院」を「洞爺温泉病院」に改める。

新ひだか町の項新ひだか町立静内病院の事項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

大樹町の項、士幌町の項、池田町の項、本別町の項及び足寄町の項中「令和7.3.31」を「令和10.3.31」に改める。

北海道告示第178号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

令和7年度標準抱児童扶養手当システム導入業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 開札日から過去2年以内に、国又は地方公共団体と同種（パッケージシステムの導入、ネットワーク構築、データ移行業務等）及び同規模の業務を受注し、履行した実績があること。

(5) 開札日から過去2年以内に、ガバメントクラウド又はパブリッククラウドシステム構築を含む業務を受注し、履行した実績があること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）又はJIPDECが指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること及びJIPDECが認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）及び情報技術サービスマネジメントシステム認証（ISO/IEC 20000）を取得していること。

(7) PMI（米国プロジェクトマネジメント協会）が認定するPMP（Project Management Professional）の資格取得者又はIPA（独立行政法人情報処理推進機構）が定めるプロジェクトマネージャ資格取得者を有していること。

3 資格の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年4月1日（火）から同年5月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課）

(2) 入札日時 令和7年5月13日（火）午後2時（送付による場合は、同月12日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/214646.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-206-6328

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Development and installation

of a child rearing allowance management system compliant with national standards

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 13, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than May 12, 2025)

C Contact : Children and Family Support Division, Bureau of Childrearing Policy, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-206-6328

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 函館市丸山町1の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道

2 路線名 知床公園羅白線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
目梨郡羅臼町岬町82番地先から 同郡羅臼町岬町435まで	前	15.82mから 48.56mまで	1,456.50m	—
	前	19.50mから 78.80mまで	1,442.45m	—
	後	15.82mから 48.56mまで	1,456.50m	—
	後	19.50mから 78.80mまで	1,442.45m	—

北海道告示第181号

宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項及び第26条第1項に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定したため、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項及び第26条第4項の規定により公示する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 指定の範囲

小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、富良野市、登別市、北広島市、江差町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町

2 縦覧場所

北海道建設部まちづくり局都市計画課のウェブサイト

北海道告示第182号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を、次のとおり変更する。

「次のとおり」は省略し、その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第183号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 （1月当たりの単価） 10台分
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 契約期間 令和7年9月1日から令和10年11月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該賃貸借契約にあたり、要求仕様を満たす製品の供給及び保守体制をとることが可能な者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年4月1日（火）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局総務課財務システム企画室

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道出納局総務課財務システム企画室

5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 出納局入

札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局総務課財務システム企画室）

(2) 入札日時 令和7年5月14日（水）午後2時（送付による場合は、同月13日（火）必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 365台

(2) 予定時期 令和7年12月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、出納局総務課のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/sum/index.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)ウ及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局総務課財務システム企画室

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5928

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 10 sets, etc.

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 14, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than May 13, 2025)

C Contact : Administrative Division, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5928

北海道告示第184号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

次期財務会計システム開発委託業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月21日

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「情報システムの開発」の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 品質管理体制について、ISO9001:2015、組織としての能力成熟度についてCMMIレベル3以上のうち、いずれかの認証を受けていること。

(5) ISO/IEC27001認証（国際標準規格）、JIS Q 27001認証（日本産業標準規格）のうち、いずれかを取得していること

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年4月1日（火）から同年6月13日（金）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道出納局総務課財務システム企画室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局総務課財務システム企画室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁出納局総務課財務システム企画室）

(2) 入札日時 令和7年6月30日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織の次の電子メールアドレス先に申し込むこと。（電子メールアドレス：zaimushisutemukanrisha@pref.hokkaido.lg.jp）

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる特定役務の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規

定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。

また、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局総務課財務システム企画室

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5928

11 Summary

A Service to be commissioned: Development of a new financial accounting system

B Bidding date and time : 1 : 30 P.M., June 30, 2025,

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 27, 2025)

C Contact : Administrative Division, Treasury Bureau, Hokkaido Government Kita 3-jo, Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5928

北海道告示第185号

令和6年北海道告示第501号（令和7年度、令和8年度及び令和9年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

第3の3の表の事項中「総務部イノベーション推進局財産課」を「総務部イノベーション推進局財産活用課」に改める。

北海道告示第186号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項東神楽農業協同組合の事項中「同
削り、同項有限会社前田商事の事項を削る。

千代ヶ岡支店」を

道立近代美術館告示

北海道立近代美術館告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月1日

北海道立近代美術館長 立川 宏

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 北海道立近代美術館で使用する電力

ア 基本料金	(契約電力1kW当たりの単価)	367kW
イ 電力量料金(平日)	(使用電力量1kWh当たりの単価)	878,600kWh
ウ 電力量料金(休日)	(使用電力量1kWh当たりの単価)	446,100kWh

(2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

ア 基本料金	(契約電力1kW当たりの単価)	36kW
イ 電力量料金(平日)	(使用電力量1kWh当たりの単価)	129,200kWh
ウ 電力量料金(休日)	(使用電力量1kWh当たりの単価)	65,200kWh

2 落札を決定した日

令和7年3月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 エフビットコミュニケーションズ株式会社
(2) 住所 京都府京都市南区東九条室町23番地

4 落札金額

(1) 1の(1)

ア 基本料金	1,399.98円
イ 電力量料金(平日)	21.12円
ウ 電力量料金(休日)	20.09円

(2) 1の(2)

ア 基本料金	1,813.24円
イ 電力量料金(平日)	21.12円
ウ 電力量料金(休日)	20.09円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月24日付け北海道立近代美術館告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課
(2) 所在地 札幌市中央区北1条西17丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月1日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油(渡島西部地区)	(1リットル当たりの単価)	63,377リットル
(2) A重油(渡島北部地区)	(1リットル当たりの単価)	103,665リットル
(3) A重油(七飯町地区)	(1リットル当たりの単価)	145,943リットル
(4) A重油(北斗市地区)	(1リットル当たりの単価)	180,053リットル
(5) A重油(函館市1地区)	(1リットル当たりの単価)	224,441リットル
(6) A重油(函館市2地区)	(1リットル当たりの単価)	177,620リットル
(7) A重油(函館市3地区)	(1リットル当たりの単価)	120,444リットル

2 落札を決定した日

令和7年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(2)
ア 氏名 ミナミ石油株式会社
イ 住所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号
(2) 1の(3)及び(4)
ア 氏名 横山石油株式会社
イ 住所 北斗市本町1丁目16番6号
(4) 1の(5)及び(6)
ア 氏名 前側石油株式会社
イ 住所 函館市大手町3番1号
(5) 1の(7)

ア 氏 名 道南石油株式会社
イ 住 所 函館市大町9番20号

4 落札金額

- (1) 1の(1) 110.74円
- (2) 1の(2) 101.99円
- (3) 1の(3) 91.40円
- (4) 1の(4) 91.40円
- (5) 1の(5) 90.40円
- (6) 1の(6) 89.30円
- (7) 1の(7) 95.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月24日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月1日

北海道教育庁十勝教育局長 和 田 宏 一

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) A重油（市部（通年））（1リットル当たりの単価）299,000リットル
- (2) A重油（南部（通年））（1リットル当たりの単価）187,000リットル

2 落札を決定した日

令和7年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社
- (2) 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

4 落札金額

- (1) 1の(1) 93円30銭
- (2) 1の(2) 93円10銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月28日付け北海道教育庁十勝教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月1日

北海道教育庁十勝教育局長 和 田 宏 一

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 灯油（市部（通年））（1リットル当たりの単価）115,700リットル
- (2) 灯油（南部（通年））（1リットル当たりの単価）23,700リットル

2 落札を決定した日

令和7年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)

ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社

イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

- (2) 1の(2)

ア 氏 名 三洋興熱株式会社

イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地

4 落札金額

- (1) 1の(1) 92円80銭
- (2) 1の(2) 95円80銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月28日付け北海道教育庁十勝教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月1日

北海道教育庁釧路教育局長 伊藤直人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
釧路管内道立学校で使用する電力
 - (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
13校 1,017kW
 - (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
13校 2,279,199kWh
- 2 落札を決定した日
令和7年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 エフビットコミュニケーションズ株式会社
 - (2) 住所 京都府京都市南区東九条室町23番地
- 4 落札金額
 - (1) 1の(1) 928円11銭
 - (2) 1の(2) 21円51銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和7年1月24日付け北海道教育庁釧路教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1485

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「4級地とされる地域に所在する部局」の次に「（当該級地が1級地、2級地又は3級地とされる部局を除く。）」を加え、同項に次の1号を加

える。

- (3) 道職員給与条例第10条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる地域に所在する部局又は当該級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる部局に置かれる職

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項第1号の職を占める職員	第2条第1項第2号の職を占める職員	第2条第1項第3号の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員	第2条第3項の職を占める職員
1年未満	円 416,600	円 310,000	円 185,500	円 51,600	円 56,900
1年以上2年未満	416,600	310,000	185,500	51,600	56,900
2年以上3年未満	416,600	310,000	185,500	51,600	56,900
3年以上4年未満	416,600	310,000	185,500	51,600	56,900
4年以上5年未満	416,600	310,000	185,500	51,600	56,900
5年以上6年未満	416,600	310,000	185,500	51,600	56,900
6年以上7年未満	416,600	310,000	185,500	49,800	56,900
7年以上8年未満	416,600	310,000	185,500	48,000	52,900
8年以上9年未満	416,600	310,000	185,500	46,200	48,900
9年以上10年未満	416,600	310,000	185,500	44,400	44,900
10年以上11年未満	416,600	310,000	185,500	42,600	40,900
11年以上12年未満	416,600	310,000	185,500	40,800	36,900
12年以上13年未満	416,600	310,000	185,500	39,000	32,900
13年以上14年未満	416,600	310,000	185,500	37,200	28,900
14年以上15年未満	416,600	310,000	185,500	35,800	24,900
15年以上16年未満	416,600	310,000	185,500	34,400	20,900
16年以上17年未満	412,200	306,700	183,900	33,000	16,900
17年以上18年未満	407,800	303,400	182,300	31,600	12,900
18年以上19年未満	403,400	300,100	180,700	30,200	8,900
19年以上20年未満	399,000	296,800	179,100	28,800	4,900
20年以上21年未満	394,600	293,500	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	281,500	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	268,000	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	254,500	151,300	25,200	

24年以上25年未満	322,100	241,000	142,100	24,600	
25年以上26年未満	302,600	227,500	132,900	24,000	
26年以上27年未満	281,600	210,500	122,600	23,400	
27年以上28年未満	260,600	193,500	112,300	22,800	
28年以上29年未満	239,600	176,500	102,000	22,000	
29年以上30年未満	217,600	159,500	91,600	21,700	
30年以上31年未満	195,600	142,000	81,200	21,300	
31年以上32年未満	173,600	124,500	70,800	20,700	
32年以上33年未満	150,600	107,000	60,400	19,800	
33年以上34年未満	127,600	87,000	47,400	18,900	
34年以上35年未満	104,600	67,000	34,400	18,200	
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第3号

令和3年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

石狩振興局の項中

石狩市厚田区厚田	石狩市厚田学校給食センター	3	を削り、
----------	---------------	---	------

後志総合振興局の項中

喜茂別町字鈴川	鈴川小学校	2	及び
---------	-------	---	----

積丹町大字野塚町	野塚小学校	4	を削り、
----------	-------	---	------

日高振興局の項中

日高町字厚賀町 日高町字厚賀町	厚賀中学校 門別地区学校給食共同調理場	1 1	を削り、
--------------------	------------------------	--------	------

渡島総合振興局の項中

知内町字湧元	湧元小学校	1	を削り、
--------	-------	---	------

檜山振興局の項中

厚沢部町鷓町	鷓小学校	1	及び
--------	------	---	----

乙部町字潮見	明和小学校	3	を削り、
--------	-------	---	------

上川総合振興局の項中

中富良野町字富良野原野	旭中小学校	1	を削り、
-------------	-------	---	------

留萌振興局の項中

天塩町字オヌプナイ	啓徳小学校	3	を削り、
-----------	-------	---	------

オホーツク総合振興局の項中

湧別町富美	富美小学校	2	及び
-------	-------	---	----

湧別町上湧別屯田市街地 湧別町開盛	上湧別小学校 開盛小学校	1 1	を削り、
----------------------	-----------------	--------	------

十勝総合振興局の項中

鹿追町上幌内4線南	上幌内小学校	2	及び
-----------	--------	---	----

本別町仙美里元町	仙美里小学校	1	を削り、
----------	--------	---	------

釧路総合振興局の項中

鶴居村幌呂東2丁目 鶴居村幌呂東4丁目	幌呂中学校 幌呂小学校	2 2	を削り、
------------------------	----------------	--------	------

根室振興局の項中

別海町中西別光町 別海町中西別朝日町	中西別小学校 中西別中学校	2 2	を削る。
-----------------------	------------------	--------	------

北海道人事委員会告示第4号

令和3年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

上川総合振興局の項中

旭川市江丹別町嵐山 旭川市江丹別町嵐山	嵐山小学校 嵐山中学校		及び
------------------------	----------------	--	----

中富良野町字富良野原野	西中小学校		を削り、
-------------	-------	--	------

留萌振興局の項中

留萌市東雲町1丁目	留萌市学校給食センター		を削り、
-----------	-------------	--	------

オホーツク総合振興局の項中

遠軽町西町3丁目	遠軽小学校		の次に
----------	-------	--	-----

遠軽町西町3丁目	遠軽小学校共同調理場		を加え、
----------	------------	--	------

「上湧別中学校」を「上湧別学園」に改め、

湧別中湧別南町	中湧別小学校		を削る。
---------	--------	--	------

北海道人事委員会告示第5号

令和4年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

イの表札幌の項中「倶知安警察署喜茂別駐在所」を「倶知安警察署喜茂別交番」に改める。